

再 評 価 書

事業名	防災ダム(防災ため池)事業	地区名	祓川・寺家池地区	室名	農業基盤室
事業概要	工 期	H. 6年～ H. 20年	全体事業費	2,610 百万円	国: 55% 県: 30% 市: 15%
	下段: 当初	H. 6年～ H. 15年	下段: 当初	2,471 百万円	国: 55% 県: 30% 市: 15%
<p>本地区は、鈴鹿市南東部に位置し、祓川池と寺家池の両池は、107haをかんがいする農業用ため池として重要な役割を果たしていますが、池の下流域では、洪水により農地・農作物・農業施設等に多大な被害を及ぼしていることから、両池に洪水調整機能を持たせるために堤体改修と池の浚渫を計画しています。</p> <p>当初計画時(平成6年度) 事業計画期間10年間(H6～H15) 全体事業費 2,471百万円 主な事業量</p> <p>① 祓川池 堤工 H=4.8C堤長 L=210 有効貯水量Q=169千m³ ② 寺家池 堤工 H=4.7C堤長 L=306 有効貯水量Q=160千m³</p>					
事業主体の再評価結果					
<p>1. 再評価を行った理由</p> <p>三重県公共事業再評価実施要綱第2条の(2)事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業に該当するため再評価を行いました。 (事業採択後10年を経過し、継続して事業を実施中のため。)</p>					
<p>2. 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>① 平成6,7年度に全体実施設計を行い、平成8年度から11年度にかけて事業用地の買収を行う。 ② 平成12年度から15年度にかけて、寺家池の堤体工事及び浚渫工事を行い、平成16年度以降は、一部の浚渫工事と法面保護工事を実施予定です。また、祓川池については、平成16年度以降、堤体工事と浚渫工事を実施予定です。 ③ 現在の事業の進捗率は、79.8%となっております。今後とも、厳しい財政事情ではありますが平成20年度完了を目指します。</p>					
<p>3. 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>(1) 全体計画の変更</p> <p>寺家池の浚渫に伴う残土処分において、計画時の残土処分地(運搬距離2km)が確保できず、残土処分地を変更しました。変更後の残土処分地は運搬距離がL=10.0km(平均)となり、このため、平成16年度において、計画期間14年間(4年間増)、全体事業費2,610百万円(139百万円増)となる全体計画の変更をしました。</p> <p>① 寺家池堤体工 残土処理 V=81,000m³ (154百万円増) ② 寺家池堤体工コスト縮減 改良土工法 V=31,000m³ (△15百万円減)</p> <p>(2) 周辺環境の変化</p> <p>平成6年度の計画時点より10年が経過しました。池周辺では、大型店舗の進出や小規模な宅地化がありますが、下流受益地では殆ど農地から宅地への転用もなく、計画時とほぼ同じ状況であります。厳しい経済情勢のなか、洪水による農作物の減収及び農地被害は、農家にとって切実な問題となっております。よって、早期の防災ため池の完成が望まれています。</p> <p>(3) 財政状況の変化</p> <p>本県の厳しい財政状況によって、事業の進捗が伸び悩む傾向にあります。よって、更なるコスト削減を進めることとしています。</p>					

4. 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等

4-1. 費用対効果分析

- ① 平成6年度の事業採択時に、費用対効果を算出致しまして1.46でありましたが、事業費の増により、全体計画を変更致しました現時点では1.38となりました。
- ② 費用対効果分析の要因の変化につきましては、残土処理の運搬距離の変更による全体事業費の増加です。

4-2. 地元の意向

地元住民からは、「まだ洪水被害の問題が解消されておらず生活に不便をきたしているため本事業の早期完成を強く望む」という要望をいただいております。

5. コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1. コスト縮減

寺家池に於いて、堤体盛土としてふさわしい透水係数を満足する盛土材の調達が困難であること、また、掘削残土の処理費を軽減するために、堤体の盛土は掘削土を改良して施工しました。

この工法により、従来の搬入土の工法に比べて15百万円のコスト縮減を図りました。

さらに、祓川池においてもこの工法を採用し、さらなるコスト縮減に努めます。

5-2. 代替案

代替案と致しましては、釜屋川の改修であります。特に、国道23号線より下流につきましては、兩岸とも住宅密集地でさらに近鉄名古屋本線もあり、現実問題として改修は極めて困難であります。

国道23号線と近鉄横断を含む3Kmにわたる排水路及び河川改修の概算事業費は43億円となり、以上のことから本計画が妥当であると判断します。

再 評 価 の 経 緯

事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えております。